

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1827号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（<u>第4号及び第5号</u>に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）</p>	<p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（<u>第5号及び第6号</u>に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の180</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の220</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の185</u>（一般職員給</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（一般職員給</p>

<p>与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員 (次号において「特定幹部職員」という。)にあ つては、<u>100分の225</u>) (2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定幹部職員にあ つては、<u>100分の110</u>)</p>	<p>与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員 (次号において「特定幹部職員」という。)にあ つては、<u>100分の230</u>) (2) 再任用職員 <u>100分の95</u> (特定幹部職員にあ つては、<u>100分の115</u>)</p>
--	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定は、平成30年12月1日から適用する。